

被留置者の留置に関する訓令

平成3年8月26日
宮城県警察本部訓令第13号

(概要)

当訓令は、警察署に設置する留置施設の管理運営及び被留置者の適正な処遇を行うため、

- 留置に関する事項
- 看守に関する事項
- 保安に関する事項
- 給養衛生に関する事項
- 不服申立てに関する事項

等について定めている。